

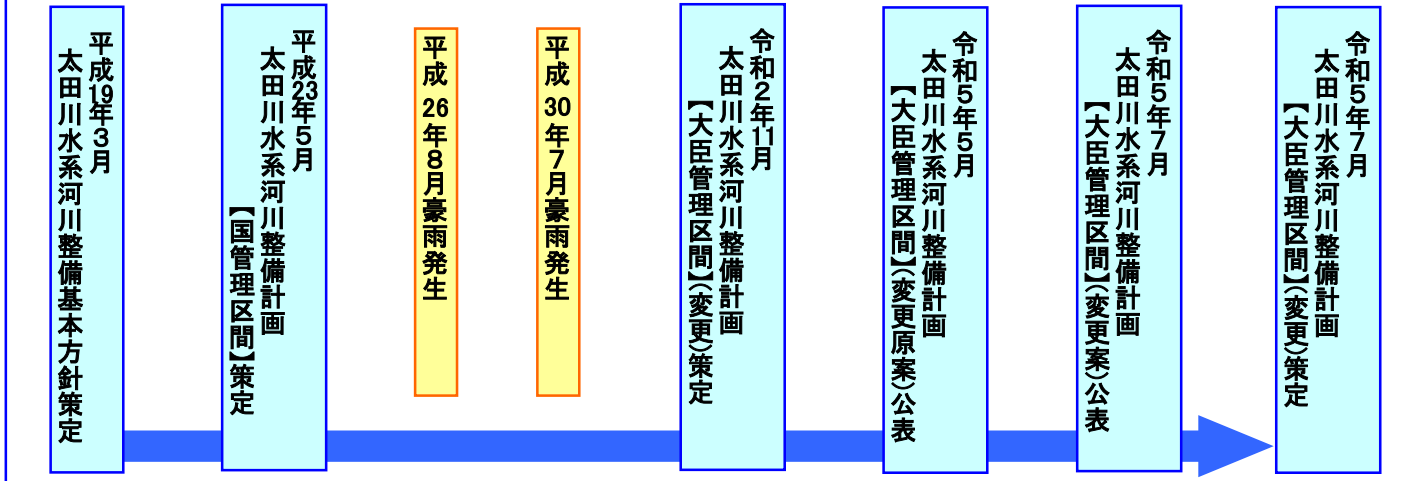
太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)の概要

変更の経緯

太田川水系では平成19年3月に「太田川水系河川整備基本方針」を策定しており、これに基づき、太田川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「太田川水系河川整備計画【国管理区間】」を平成23年5月に策定しました。

その後、平成30年7月豪雨等を契機として、気候変動の影響による近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、令和2年11月に太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(以下、「現行河川整備計画」)を策定し、整備の目標を引き上げました。

今回、太田川流域における流域治水の取組を明記するとともに、洪水調節機能の向上の方策を明記し、詳細な調査・検討を今後実施することを目的として、令和5年7月に太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)を策定しました。



整備の目標

変更河川整備計画の太田川下流部において目指す治水安全度の水準は現行河川整備計画を踏襲し、資産の集積度や将来の気候変動の影響による降水量の増大等を踏まえ年超過確率1/100程度とし、その水準に相当する目標流量を基準地点玖村で10,200m³/sとします。

このうち、河道に配分する流量は8,000 m³/sとし、目標流量を安全に流下せるために洪水調節機能を向上させ、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ります。

【現行河川整備計画と変更河川整備計画の目標流量】

河川	対象洪水		既往洪水の確率評価			
	現行	変更	基準地点又は主要地点流量※1 (m ³ /s)		年超過確率※2	
太田川下流部 (下流デルタ域を含む)	年超過確率1/100	同左	10,200	同左	概ね1/100	同左
太田川中流部	平成17年9月洪水	同左	家屋浸水被害の防止	同左	概ね1/30	同左
古川	年超過確率1/50	同左	480	同左	概ね1/50	同左
三篠川	年超過確率1/50	同左	1,600	同左	概ね1/50	同左
根谷川	年超過確率1/50	同左	710	同左	概ね1/50	同左



※1: ダムによる洪水調節や氾濫が生じなかった場合の流量、中流部の目標は実績洪水に対する家屋浸水防止としているため、流量値は明記していない。

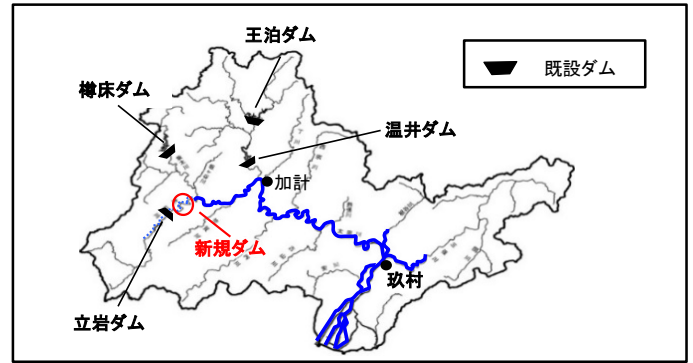
- (基準地点又は主要地点)
- 太田川下流部⇒玖村地点
 - 古川 ⇒古川地点
 - 三篠川 ⇒中深川地点
 - 根谷川 ⇒新川橋地点

※2: 毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率

整備計画の主な変更内容

【洪水調整機能の向上】

洪水調節機能向上の方策として、「樽床ダム等の既設ダムの有効活用及び太田川上流部における新規ダムの整備に向けた調査・検討を行う」ことを明記しました。



【流域治水の推進】

自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に太田川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある太田川水系の「流域治水」に取り組んでいくため、流域治水の取組項目を明記しました。

<取組項目>

- 6. 太田川流域における流域治水の取組
 - 6.1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
 - 6.1.1 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し
 - 6.1.2 既存ダムの洪水調節機能の強化
 - 6.1.3 雨水貯留施設の整備
 - 6.1.4 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進
 - 6.1.5 ため池等の活用
 - 6.1.6 遊水機能を有する土地の保全
 - 6.1.7 砂防関係施設の整備
 - 6.1.8 森林の整備・保全
 - 6.2. 被害対象を減少させるための対策
 - 6.2.1 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導
 - 6.3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - 6.3.1 マイタイムライン等の作成の支援・普及
 - 6.3.2 防災教育や防災知識の普及
 - 6.3.3 住民等への情報伝達手段の強化
 - 6.3.4 要配慮者施設等の避難に関する取組
 - 6.3.5 防災拠点や高台の整備



流域治水のイメージ

氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策の例



森林の整備・保全

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の例



太田川水防災タイムライン検討会